

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月22日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年4月5日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C営業所（以下「事業場」という。）において、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成29年6月12日、オートバイを運転して事業場からの帰宅途上、乗用自動車と衝突し、同車のボンネットに乗り上げた後、路面に落下して負傷した（以下「本件災害」という。）。事故後、D医療機関に救急搬送され、「右手・右足・右膝打撲・擦過傷、外傷性頸部症候群」と診断され、同月21日、E医療機関に受診し、「頸椎捻挫（主）、腰椎捻挫、右膝部挫創、右足関節部挫創、右手挫創」と診断され、療養中のところ、平成30年3月20日、定期健康診断で左眼だけ急に視力が下がっていたため、同日、F医療機関に受診し、「左眼黄斑変性、左眼外傷疑い」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人の眼に発症した傷病は本件災害によるものであるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月10日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の眼に発症した傷病が、本件災害によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した傷病について、F医療機関G医師は、平成30年5月1日付け診断書において、傷病名は「左)黄斑変性、左)眼外傷疑い」と述べているが、障害の状態の詳細として、要旨、「前眼部、中間透光体に異常なし」、「両側眼底の黄斑部に色素上皮異常」と述べ、眼外傷疑いの具体的症状等については記述していない。また、同医師が証明した同年6月22日監督署受付の療養給付たる療養の費用請求書の傷病名には、「左)黄斑変性」とされていることから、請求人の傷病は、「左)黄斑変性」(以下「本件傷病」という。)と判断する。

(2) 黄斑変性は、決定書理由に説示するとおり、一般的に加齢によるものがあるとされており、請求人も受診先の医療機関で「これは加齢によるものである」と説明された旨述べている。

また、請求人は、令和元年11月5日付け意見書において、要旨、「視力や歪視は事故後、徐々に症状が出てきたものと思われ、健康診断の際に、左眼のみ視力が著しく低下していることに気付き、医療機関を受診した。」と述べていることから、請求人の左眼の症状は、本件災害直後ではなく、事故以降に徐々に低下したことが認められる。

(3) 医学的意見をみると、H医師は、平成30年10月3日付け意見書において、「頭部、体幹部に明らかな打撲なし。」、「ヘルメットに損傷なし。」と述べた上で、「カルテで確認出来る範囲で、眼の症状はなさそう。」と述べている。

G医師は、先にみたとおり、上記診断書において、「前眼部、中間透光体に

異常なし」「両側眼底の黄斑部に色素上皮異常」と述べている。

I 医師は、平成30年11月27日付け面接聴取書において、「黄斑変性は、眼底部の変化で、主に年齢による変化である。」、「『両側眼底の黄斑部に色素上皮異常』とあるのは、年齢による変化のみを認めていると思われる。」と述べた上で、「負傷時に異物が眼に入ったとしても、前眼部に変化があることはあっても、眼底に変化が起こることはない。」、「事故直後に視力低下があったとは言っておらず、9か月後の健康診断で判ったのであれば、事故による視力低下とはいえない。」と述べている。

(4) 以上のとおり I 医師の意見は、請求人の症状の経過及び各医師の意見を十分に踏まえたものであって、その意見の信用性は高いものであり、採用することができる。

(5) よって、請求人に発症した本件傷病は、本件災害によって発症したものとはいい難く、本件災害との間に相当因果関係を認めることはできないことから、本件傷病は本件災害によるものということとはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月14日